

中央区入札予定価格等公表要綱

平成20年4月1日

20中総経第54号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区(以下「区」という。)が発注する入札に付する契約の入札予定価格、入札の経過及び結果、最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格(以下これらを「入札予定価格等」という。)の公表に関し必要な事項を定めることにより、区の入札及び契約に対する信頼を確保することを目的とする。

(公表する事項)

第2条 区長は、この要綱の定めるところにより、入札予定価格等を公表するものとする。ただし、建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める土木建築に関する工事をいう。)以外の契約については、入札の経過及び結果のみを公表するものとする。

(公表の方法)

第3条 入札予定価格は、当該入札の公告若しくは工事発注票又は指名の通知に付記する方法により公表する。

2 入札の経過及び結果、最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格は、当該入札の入札経過結果表を総務部経理課において閲覧する方法により公表する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、入札予定価格等の公表に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。